

—墨書かわらけを中心に—

石川 露

— はじめに

江馬氏城館跡の発掘調査で出土した遺物の詳細は、概報を含め現在までに八冊の発掘調査報告書に掲載している。下館跡の出土遺物は市内の中世遺跡の中で非常に多く、その中で墨書土師器皿が市の有形文化財に指定されている。指定の際に行った調査では、改めて発掘当時の見解を見直しながら年代観の再検討等を行った。本稿では報告書掲載の出土遺物を概観し、墨書土師器皿の指定の際に行った調査の成果についてまとめる。

二 出土遺物について

(一) 概要

報告書では五六一六点の中世の遺物が確認できる。土師器皿を中心に瀬戸美濃焼や珠洲焼、青磁、白磁等様々な遺物が出土している（神岡町教育委員会一九七九・神岡町教育委員会ほか一九九五・一九九六・一九九七・神岡町教育委員会一九九八・二〇〇一、飛驒市教育委員会二〇一〇・二〇二〇a）（表1）。下館跡はゾーニングとして堀内地区と堀外地区に分かれ、堀外地区はさらに門前地区と工房地区に分かれる（図1）。その中で堀内地区での出土が最も多い。堀外地区では門前地区は少ないが、工房地区で一定量の出土が

表 1 これまでの発掘調査における中世遺物の点数（報告書掲載分）

報告書巻数※	年度	地区	土師器	瓦器	白瓷系陶器	瀬戸美濃	珠洲	瓷器系陶器	貿易陶磁	計
概報・Ⅰ	1976～1978 1994	庭園周辺、堀内地区、南堀外 地区、南・西堀、堀跡地区	1969	195	25	895	423	106	302	3915
Ⅱ	1995	門前地区	69	1	1	9	88	—	6	174
		園池地区	103	1	—	6	—	3	5	118
Ⅲ	1996	工房（南辺）地区	350	7	1	101	51	29	55	594
Ⅳ	1997	南堀延長部周辺地区	411	5	—	64	24	5	39	548
Ⅴ	1998・1999	堀内地区	20	1	—	3	6	1	1	32
	1998・1999	堀外地区	9	1	—	3	12	4	—	29
Ⅵ	2000	堀内地区庭園	35	2	—	11	2	—	8	58
	2001	堀内地区庭園及びその周辺	33	4	—	10		—	4	51
	2002	堀内地区南西隅部等	8	1	—	4	1	1	3	18
	2003	堀内地区	5	1	—	6	1	—	4	17
	2004	南堀延長部再調査	8	—	—	7	8	2	3	28
	2007	西堀再検出	2	—	—	—	—	—	1	3
Ⅶ	—	下館跡	—	—	—	3	27	1	—	31
計			3022	219	27	1122	643	152	431	5616

[illegible]

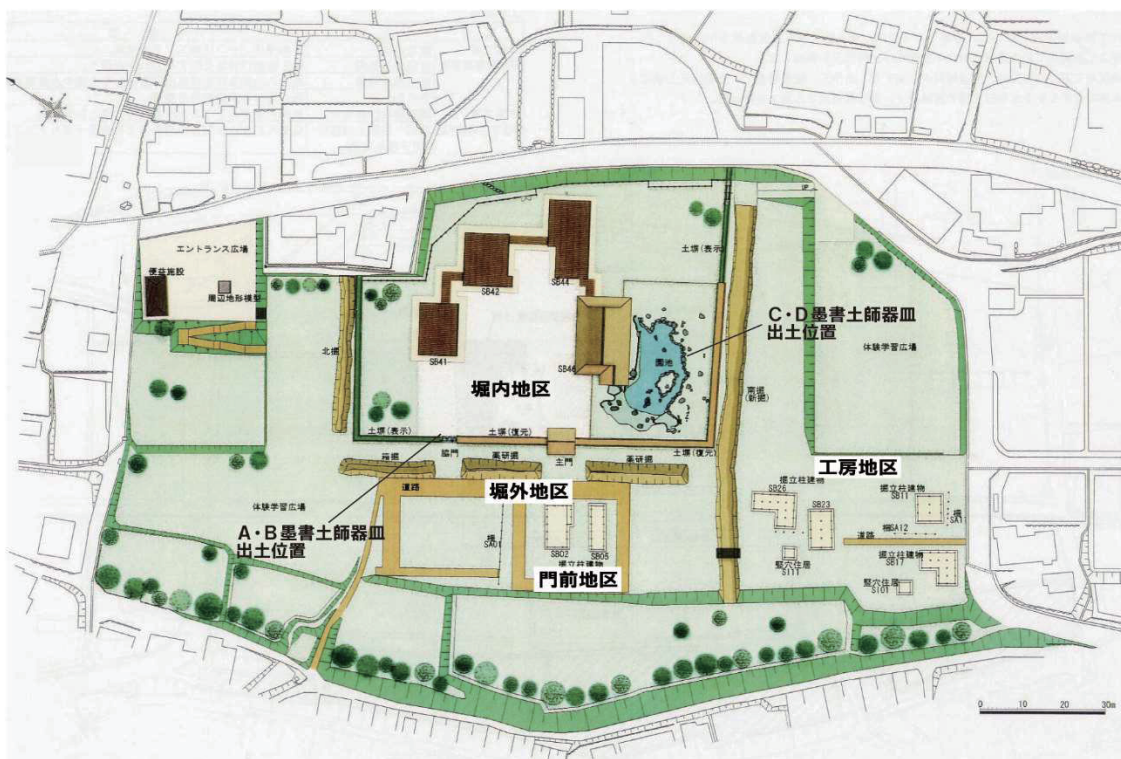


図 1 下館跡平面図

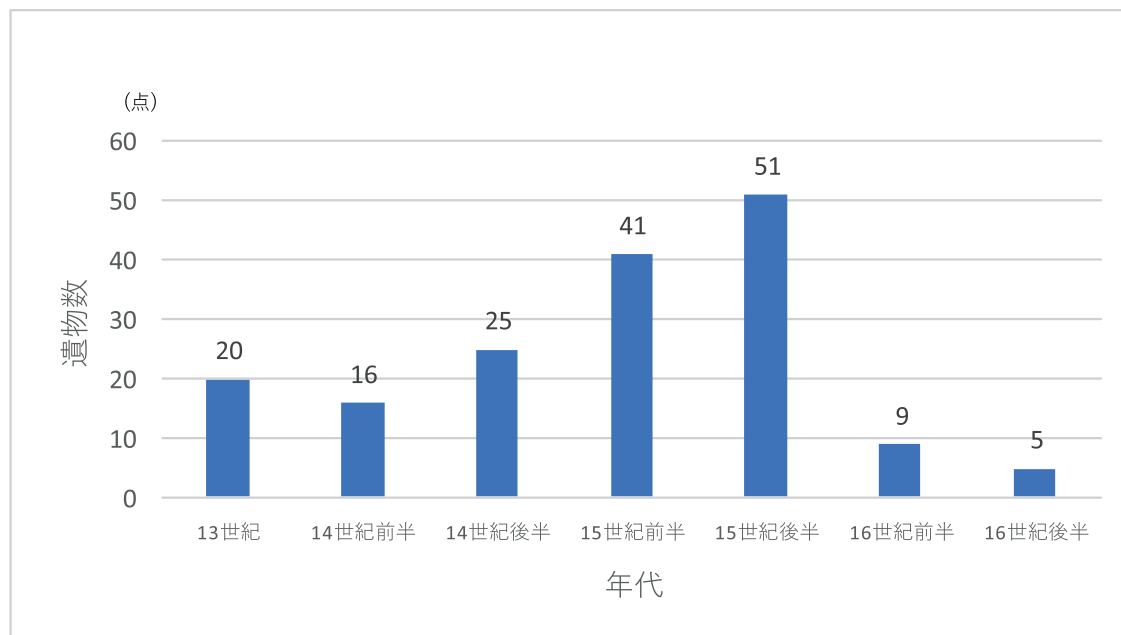


図 2 2000～2007 年発掘調査の遺物点数（報告書掲載分）

みられた。二〇〇〇年～二〇〇七年の調査において年代別にみた遺物を分析している(図2)。主に江馬館で確認している中世遺物の中で特に一五世紀代の遺物量が最も多く、一六世紀に入ると減少する。そのため、下館の使用時期は一三世紀～一六世紀前半であり、一五世紀に本格的な館の整備が行われたと想定される。

(二) 土師器

土師器(はじき)とは素焼きの土器である(図3)。ろくろで作られたものと手づくねで作られたものが見つかっている。下館跡で見つかった主な器種は皿であり、下館跡全体の食膳具の内訳においても土師器皿が多くを占める。主な使用方法是饗応の場の酒器や灯明皿であり、祭祀に用いられた事例も確認されている。下館跡の墨書土師器皿も祭祀の事例であると想定されている(神岡町教育委員会二〇〇一、飛驒市教育委員会二〇一〇)。

(三) 瓦器

瓦器(がき)とは瓦質の胎土を持つ土器である。焼成の際に炭素を吸着するため器面が黒色であることが特徴である。器種は火鉢や風炉が見つかっている(図4)。

(四) 国産陶磁器

下館跡では瀬戸美濃焼(図5)や珠洲焼(図6)、瓷器(しき)系陶器、白瓷(しらし)系陶器が見つかっている。

瀬戸美濃焼とは釉薬が施された焼き物で、現在の愛知県瀬戸市・岐阜県東濃地域を中心に生産された。下館跡では碗や皿、盤、瓶、香炉が見つかっている。

珠洲焼とは黒色を呈する焼き物で、現在の石川県能登半島で生産された。下館跡では甕・すり鉢(図6)が見つかっている。

瓷器系陶器とは報告書ではいくつかの焼き物を総称している。現在の愛知県の知多半島で生産された常滑焼の甕・壺・鉢、現在の滋賀県甲賀市信楽町で生産された信楽焼の壺、現在の福井県越前町を中心に生産された越前焼のすり鉢が見つかっている。

白瓷系陶器とは灰釉陶器や山茶碗を指し、下館跡では山茶碗が見つかっている。山茶碗は釉薬がかかっていない焼き物で、現在の尾張地域等で生産された。

この中で瀬戸美濃焼の出土が一二二点と最も多く、珠洲焼、瓷器系陶器、白瓷系陶器と続く。

(五) 貿易陶磁器

主に中国で生産された陶磁器である(図7)。下館跡では杯・碗盤・水注・瓶・香炉が出土している。当時、輸入された焼物は貴重であり、所有者の権威を示す品物であった。

(六) その他

近世陶磁器の碗や皿(図8)、銅銭や釘などの金属製品(図9)、砥石や基石、石鍋などの石製品(図10)も出土した。

三 墨書土師器皿について

(一) 指定に至るまでの経緯

下館跡から出土した四枚の墨書土師器皿は二〇二一年六月四日に飛驒市の有形文化財に指定された(図11)。市では、下館跡をはじめとする市内の文化財を飛驒市全体の文化財の保存活用に寄与するものとして保存活用を積極的に推進することとしている。さらに市全体の歴史・文化遺産に対する保護意識を高め、飛驒市の観光振興・地域活性化に寄与させたいと考えている。この中で江馬氏城館



图 3 土師器



图 4 瓦器



图 5 瀬戸美濃焼



图 6 珠洲焼



图 7 貿易陶磁器



图 8 近世陶器



图 9 金属製品



图 10 石製品

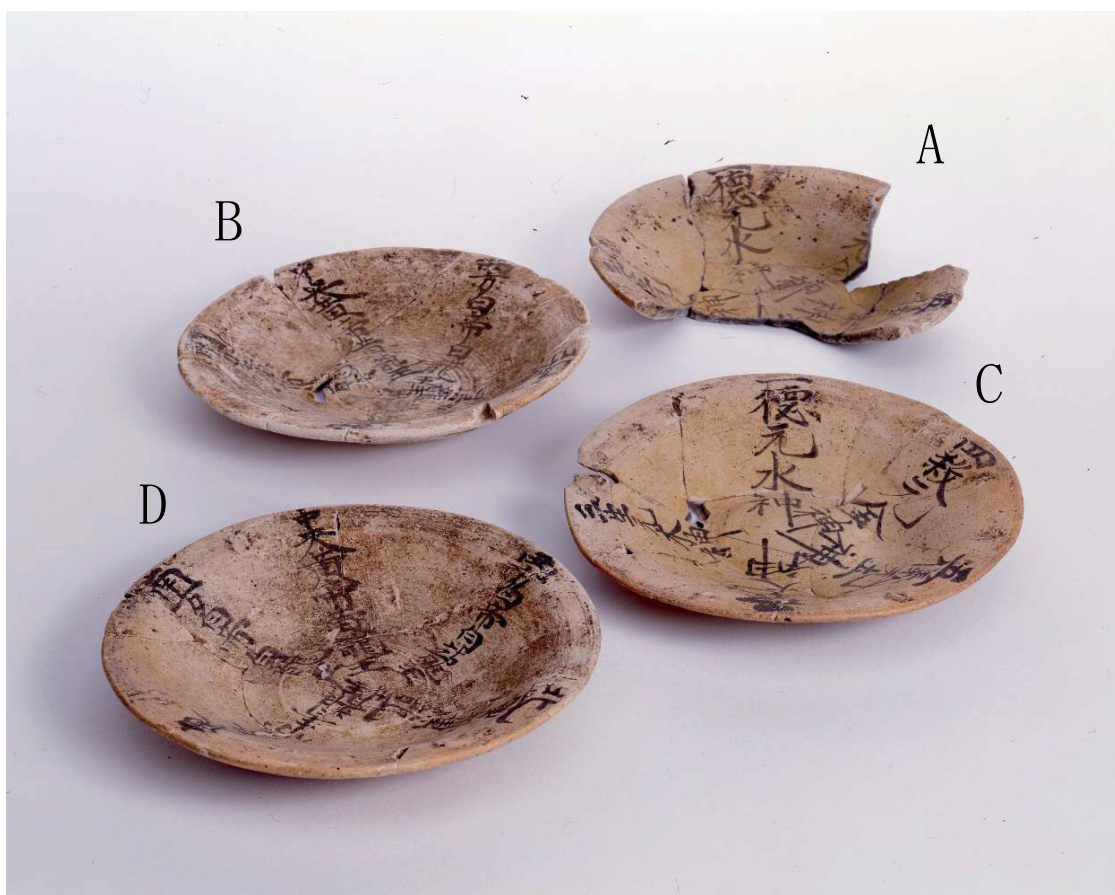


図11 江馬氏城館跡下館跡出土墨書土師器皿

跡については、『史跡江馬氏城館跡・名勝江馬氏館跡庭園保存活用計画書』において、これまでの事業を総括した上で大綱の一つに「調査研究の推進と将来へ確実な保存・継承」を謳っている（飛騨市教育委員会二〇一九）。下館跡の出土遺物のうち、墨書土師器皿四点は歴史的価値が高いと考えられ、将来への確実な保存・継承を推進する必要があることから今回の指定に至った。

（二）墨書土師器皿の概要

四枚の墨書土師器皿は一九九九・二〇〇一年の調査で出土した（図12）。詳細は表2にて示す。口径はそれぞれ一・一cm前後であり、大きさに違いはみられない。C・Dは庭園の園池南側の園池造成土から見つかり、Cを上にも口を合わせた状態であった。A・Bは脇門付近で見つかり、Aを上にも口を合わせた状態であった。合口にしたそれぞれの皿の内部に供物等の遺存を想定したが、何も検出されなかった。A・Cの内面には数字と神を組み合わせた文言が、B・Dの内面には方角と色を組み合わせた文言が放射線状に書かれている（図13）。これらは地鎮行為のために埋納されたと想定されている（神岡町教育委員会二〇〇一、飛騨市教育委員会二〇一〇）

四 墨書に関するこれまでの研究

全国の墨書関連資料を参考にしながら、墨書の内容について再検討を行う。

（一）嶋上郡衙跡の事例

大阪府にある嶋上郡衙跡では下館跡と類似する墨書土師器皿が見つかっている（高槻市教育委員会一九九八）（図14）。二枚の

表 2 墨書土師器皿一覽表

	A	B	C	D
種類	土師器	土師器	土師器	土師器
器種	皿	皿	皿	皿
遺構・層位	1998年～1999年調査のS P 148出土。S P 148は脇門の内側、堀内地区の西隅部で検出した径18cm、深さ8cmの小土坑。土坑底面中央部から、AとBの土師器皿2枚が合わせ口の状態で出土した。Aは上側。	1998年～1999年調査のS P 148出土。	2000年～2001年調査のS P 94出土。S P 94は園池跡南側陸部において、第IV層B期遺構面造成土〈IV i 層〉内で検出した長径24cm、短径19cm、深さ10cmの小土坑。底面はほぼ平坦であり、その中央部からCとDの土師器皿2枚が合わせ口の状態で出土した。Cは上側。	2000年～2001年調査のS P 94出土。2枚合わせ口の下側。
口径	10.8cm	10.9cm	11.4cm	11.3cm
器高	2cm	2.2cm	1.3cm	1.5cm
底径	3.5cm(推定)	4.1cm	4.2cm	4.3cm
形態	平底で体部は直線的に開く。	平底で体部は直線的に開く。	平底で体部は直線的に開く。	平底で体部は直線的に開く。
調整	内面：底部に一方向のナデ、体部は横ナデを施し、最後に「2」字状のナデ 外面：体部から底部にかけて無調整、指頭圧痕が残る底部と体部の境は溝状にへこむ。 内外面：口縁上部に横ナデ	内面：底部に一方向のナデ、体部は横ナデを施し、最後に「2」字状のナデ 外面：体部から底部にかけて無調整、指頭圧痕が残る底部と体部の境は溝状にへこむ。 内外面：口縁上部に横ナデ	内面：底部に一方向のナデ、体部は横ナデを施し、最後に「2」字状のナデ 外面：体部から底部にかけて無調整、指頭圧痕が残る底部と体部の境は溝状にへこむ。 内外面：口縁上部に横ナデ	内面：底部に一方向のナデ、体部は横ナデを施し、最後に「2」字状のナデ 外面：体部から底部にかけて無調整、指頭圧痕が残る底部と体部の境は溝状にへこむ。 内外面：口縁上部に横ナデ
墨書	内面：「一徳元水神」「□□元金神」「五儀元土神」「□□□□神」「三生元木神」 外面：「西方」	内面：「東方青帝青龍王」「南方赤帝赤龍王」「中央黃帝黃龍王」「西方白帝白龍王」「北方黒帝黒龍王」	内面：「一徳元水神」「四殺元金神」「五儀元土神」「二義元火神」「三生元木神」 外面：「南方」	内面：「東方青帝青龍王」「南方白帝白龍王」「中央黃帝黃龍王」「西方白帝白龍王」「北方黒帝黒龍王」 ※「南方白帝白龍王」は「南方赤帝赤龍王」と記すべきものを誤記したとみられる。

墨書土師器皿が平安時代の石組の井戸底から出土しており、平安時代中頃とされている。嶋上郡衙跡の墨書土師器皿の直径は二枚とも一四cmで、下館跡の墨書土師器皿と比べると大きめである。aには内面に九文字で底面中央から口縁部にかけて大きく「天座大神王」、これと直角方向へ同じく底面から口縁部にかけて「十二神王」と書かれている。bには底部内面に五行の墨書があり、左から「中央（央）土公水神王」（注1）「西方土公水神王」、「東方土公水神王」、「南方土公水神王」（倒位）、「北方土公水神王」と読める。口縁部内面には「封」の文字が一二字、横に並べられ、それらの文字の上に一本の線が引かれている。

藤沢一夫は井戸を新しく構築した際に、水に住む神を祀り井戸の水が枯れないように祈念する祭祀に用いられたものと考えている（高槻市教育委員会一九九八）。また、陰陽五行説と関連があり、二枚の皿を合口にしてひもで結え、土器の中に「天神座」・「水神王」などの神々を封じ込め、井戸に沈めたものと想定している。そして、「南方土公水神王」が他と逆方向である理由はこの井戸が住居（群）の南側に位置したため等としている。

（二）伊富岐神社の事例

水野正好によって伊富岐神社（岐阜県垂井町）の社殿で発見された輪宝墨書土器の事例が紹介されている（水野正好一九八三）。その皿の底部外面には東西南北中央と墨書きされており、下館跡の墨書土師器皿と類似している。このような墨書土師器皿は屋敷の内側と外側を隔て、悪いものの侵入を防ぐことで屋敷の安寧を守るといった一種の地鎮祭祀であると考えられている。

(三)「龍」関連の遺物

下館跡の墨書土師器皿から二種類の墨書を読み取ることができ、墨書内容と出土位置から陰陽思想と五行思想を組み合わせた陰陽五行説（注2）の考えに基づいて下館跡が建てられたと想定される。特に「龍王」という文言は古代の遺跡で出土した木簡や漆紙文書に事例が見られる。

「龍」の字が記載された資料は門田誠一によって詳細にまとめられている（門田誠一二〇一一）。それによれば、「五つの色と方位などを組み合わせる考え方は中国古代に創始された五行思想との関連が想定されるが、「龍」との関連において、中国では五方龍（注3）あるいは五方龍王として論及がなされている」としている（門田誠一二〇一一）。さらに、「龍」の字が含まれる木簡に関して、止雨祈願説や疾病除去説、雨乞い説、地鎮儀礼説といった様々な先行研究をまとめている（図15）。

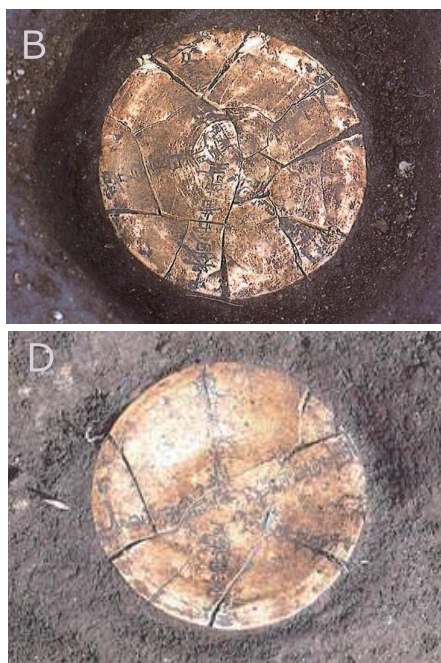


図12 墨書土師器皿出土 (B・D)
(神岡町教育委員会 2001、飛驒市教育委員会 2010)

また、「龍王」の文字が記載された資料について、三上喜孝は「祈雨や止雨に関する祭祀と結び付けられることが多いが、『安宅経』（注4）や『安宅経』（注5）などの存在から、地鎮と関わって作成された可能性も考慮しておく必要がある」と述べている。さらに、「龍王」に係する古代の木簡は全国的にも数例であるとしている（三上喜孝二〇〇七）。

例えば、「龍王」記載木簡は梅野木前一遺跡（山形県山形市）から出土している（図16）。「東方青龍王」、「南方赤龍王」、「西方白龍王」、「下天黃龍王」と記載され、八世紀末～九世紀中葉と想定されている（山形市教育委員会二〇〇七）。

(四) 小結

このように、下館跡の墨書土師器皿の記述内容と類似す

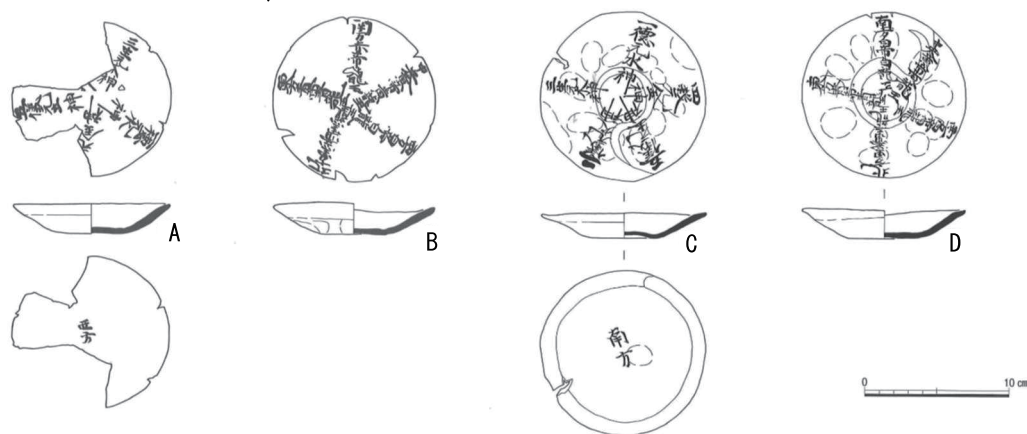


図13 墨書土師器皿実測図（神岡町教育委員会 2001、飛驒市教育委員会 2010）

る資料が全国で確認されている。その意味については、儀礼祭祀と関連するような内容であった。これは下館跡の墨書土師器皿が地鎮祭祀に用いられたとされる報告書の内容と一致する。

五 様々な土師器皿分類

土師器皿の研究史を再整理し、それをもとに下館跡出土墨書土師器皿の年代観の再検討を行った。

(一) 伊野近富分類について

発掘調査報告書では伊野近富分類に基づいて編年を行っている（伊野近富一九八七）。伊野近富はA～Iまでの九タイプに分類している。下館跡の墨書土師器皿はIタイプ（注6）に該当し、一六世紀初めごろと考えられている（神岡町教育委員会二〇〇一、飛驒市教育委員会二〇一〇）。

(二) 中井淳史分類について

中井淳史は中世の土師器皿に関する従来の研究史を再検討し、形

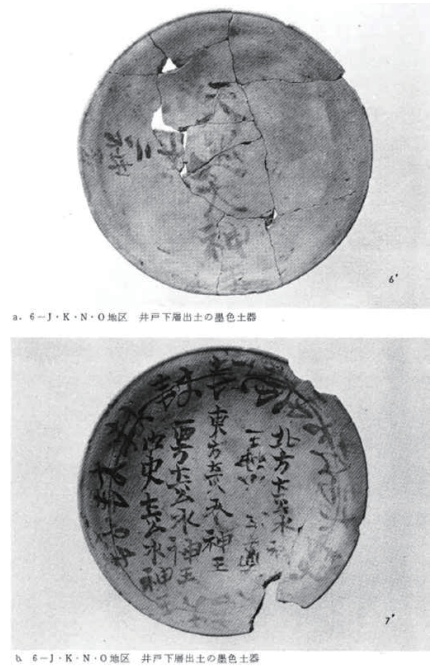


図14 嶋上郡衙跡出土土師器皿
(高槻市教育委員会 1981)

状からみた分類に大きな違いはないものの実年代の検討は不十分であると指摘している（中井淳史二〇一一）。そして、伊野近富分類で根拠になっている平安京左京内膳町遺跡資料（注7）の再検討を行っている。そのうえで一二～一六世紀の京都産土師器皿をA～Lまでの一二タイプに分類し、下館跡の墨書土師器皿は皿Kの模倣品に該当するとしている（中井淳史二〇一一）。

皿Kの土師器皿の型式は平底で、体部は直線的にたちあがる。側

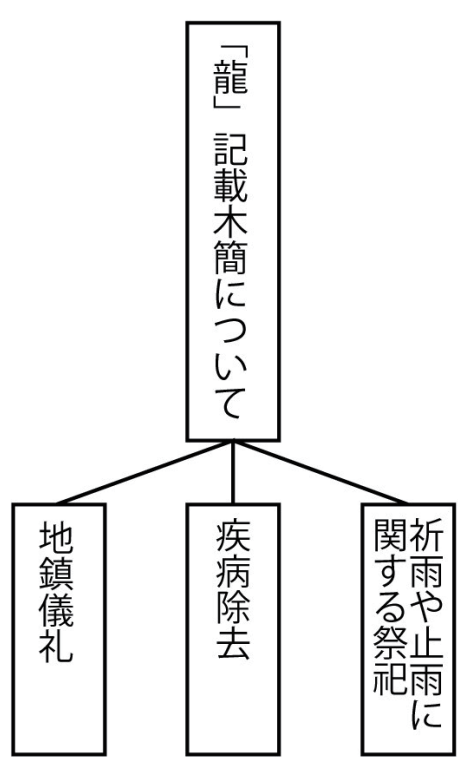


図15 「龍」記載木簡について



図16 梅野木前1遺跡出土木簡
(山形市教育委員会 2007)

面観は逆台形と呈する。体部内面のナデ調整の最後に、反対方向へ引き戻してナデ上げる。上から見ると「2」字状に見える。皿Kの年代は一四世紀後半頃から一六世紀以降も続いている。

その中で一五〜一六世紀の墨書土師器皿に関する特徴が詳述されている（中井淳史二〇一一）。一五世紀から主に二種類のナデ調整がみられるとしている。一つは体部内面から端部へと斜めにナデ上げるもので、斜行ナデ上げと呼んでいる。もう一つは体部内面のヨコナデを一周した後に端部へ向かって反対方向にナデ上げるもので、上から見ると「2」字状に見えるため「2」字状ナデ上げと呼んでいる。小型品では斜行ナデ上げ、大型品では「2」字状ナデ上げが施され、口径九〜一〇cmを境にナデ上げの区別が厳密に行われている。これは一六世紀以降も同様であるという。

器壁・圏線について述べる。器壁は一六世紀第Ⅱ四半期は二mm強と薄い、第Ⅲ四半期になると三mmになり、一六世紀末には三〜五mmと徐々に厚くなっていくとしている。圏線は一六世紀第Ⅲ四半期からわずかなくぼみがみられるようになり、一六世紀末にはさらに明確になる。器壁の厚手化と圏線の明瞭化は一七世紀の初頭でも継続されるとしている（注8）。

（三）その他の分類について

中井淳史は自身の分類と他の分類を比較した分類案対照表を作成している（表3）。それを参考に皿Kと対応する宇野隆夫・鋤柄俊夫分類について検討を行った（注9）。

宇野隆夫分類（宇野隆夫一九八一）

土師器杯・皿・碗の口縁部の形態と調整によって、大きくA〜Fの六つに分類されている。宇野隆夫分類においてF三・F四類が中

井分類の皿Kに対応する。

F三類・直線的にたちあがり、口縁端部をごく弱くつまむ。

F四類・直線的にたちあがり、口縁端部を丸くおさめる。器壁が薄い。

鋤柄俊夫分類（鋤柄俊夫一九九九）

土師器皿の分類が示されており、大きく一二類に分けられている。先行研究が踏まえられ、胎土や色調等の違いが分かるような分類となっている。鋤柄俊夫分類において皿C類が中井分類の皿Kに対応する。皿C類は体部と

表3 京都産土師器分類案対照表（中井2011より転載）

各分類案		宇野 1981	伊野 1995	小森・上村 1996	鋤柄 1999
本論文における分類	Ⅲ A	B・C・D類	Aタイプ・Bタイプ・Jタイプ	Ⅲ A・L・N	Ⅲ A・F類
	Ⅲ B	受Ⅲ	Cタイプ	Ⅲ Ac	Ⅲ G類
	Ⅲ C	D2類	Dタイプ		Ⅲ E類
	Ⅲ D	—	Fタイプ		Ⅲ I・J類
	Ⅲ E	—	—	Ⅲ N	—
	Ⅲ F	椀 A	Eタイプ・Gaタイプ	Ⅲ S	Ⅲ C類
	Ⅲ G	凹み底小椀	Gbタイプ	Ⅲ Sh	Ⅲ H類
	Ⅲ H	F1・F2類	Gaタイプ	Ⅲ S	Ⅲ C類
	Ⅲ I	—	Iタイプ	Ⅲ Sb	
	Ⅲ J	E類		Ⅲ N・Nh	Ⅲ B類
	Ⅲ K	F3・F4類		Ⅲ S	Ⅲ C類
	Ⅲ L	—	—	Ⅲ Nr	Ⅲ B類五型式
備考	11-14 世紀の資料に基づく分類		Hタイプは近世		Ⅲ D・K 類は近世

凡例：関連する論考が複数ある場合は、その最新の成果に拠った。
「—」は独立した分類として設定されていないことをしめす。

口縁部の特徴を中心にさらに一三型式に分類が行われている。基本的に色調が白色から淡褐色に変化する状況に対応して、器形は杯形から皿形へ転化する。一〇五型式は杯形で、七型式以後は皿形六型式はその過渡期的な段階を示す。七〇一型式体部は、底部から内湾してたちあがる下半部と、外反ぎみの口縁部および、つまみあげによる端部から構成される。また、七・八型式の口縁部は外反ぎみに成形され、七〇九型式の底部際は内湾状のたちあがり認められ、七〇一型式にかけて器高は減少する。さらに、口縁端部のつまみあげも省略化が進む形で変遷し、一一型式において口縁部内面の凹線は、外側へ傾斜する平坦面に転化する。

以上、皿Kに対応する宇野・鋤柄分類と大きな相違はないといえる。

(四) 伊野近富分類と中井淳史分類の相違点

下館跡の墨書土師器皿は伊野近富分類のIタイプだが、中井淳史分類においてIタイプに対応するのは皿Iである。しかし、皿Iは「丸底で、比較的直線的に体部が立ち上がるもの。体部内面のナデ調整の最後に、体部を斜行するようにナデ上げるのが特徴」とあり（中井淳史二〇一一）、下館跡の土師器皿はこの特徴に当てはまらない。また、皿Iに「2」字状ナデ上げを施すような事例は見られないともしているが（中井淳史二〇一一）、下館跡の土師器皿はこのナデが確認できる。二人の分類の相違については今後の課題とし、皿Kの分類として次章では皿Kに比定されている基準資料の年代の検討を行う。

六 中井淳史分類と下館跡出土墨書土師器皿との比較

(一) 中井淳史分類の基準資料について

皿Kは一四世紀後半頃から一六世紀以降も続くと考えられている（中井淳史二〇一一）。報告書では下館跡の墨書土師器皿は一六世紀前半に比定され、中井淳史分類における一六世紀代の具体的な基準資料と下館跡出土の土師器皿を比較した。その結果、中井淳史が一六世紀第II四半期に設定している基準資料（注10）と「2」字状ナデや3mm程度の厚さといった形状が類似する。

(二) 五つの属性からみた当該資料の年代観

一五世紀～一六世紀の土師器皿において、中井淳史らは①「2」字状ナデ、②口縁端部、③厚さ、④口径、⑤圏線の五つの属性に着目している。その五つの属性を参考に総合的に年代観の再検討を行った（図17）。

「2」字状ナデは一五世紀ごろから出現し、時代が下るにつれて明瞭になってくる。口縁端部は一番変化が著しく、一五世紀から一七世紀初頭にかけて様々な変化を遂げている。厚さは一六世紀の初めから一七世紀の初頭にかけて徐々に厚みが増していく。口径は縮小傾向にある。圏線は一六世紀前半ごろからみられ始め、一七世紀に近づくにつれ明瞭になる。

下館跡の土師器皿に置き換えて検討を行う。①「2」字状ナデは確認している。②口縁は伸びて外反している。③厚さは2mmと薄い。④口径は1cm前後で縮小傾向にある。⑤圏線は確認できる。

以上の下館跡の特徴をふまえ、五つの属性が最もあてはまる年代は一六世紀前半であった。そのため、下館跡の土師器皿の年代は一六世紀前半が妥当である。

七 おわりに

本稿では下館跡で出土した出土遺物を概観し、市有形文化財となった墨書土師器皿について詳しく述べた。

下館跡の墨書土師器皿は、下館跡で出土した他の土師器皿とは異なった性格を持ち、墨書が書かれていることから地鎮祭祀に用いられたと想定できる。中井淳史も下館跡の土師器皿は形状等から京都系土師器であり、下館跡で出土したその他の土師器皿とは様相が大きく異なるとしている（中井淳史二〇〇一）。そのため、全国的な編年基準に基づいて検討を行うことができ、文化財としての価値が高い。

年代観について報告書では 一六世紀前半のも

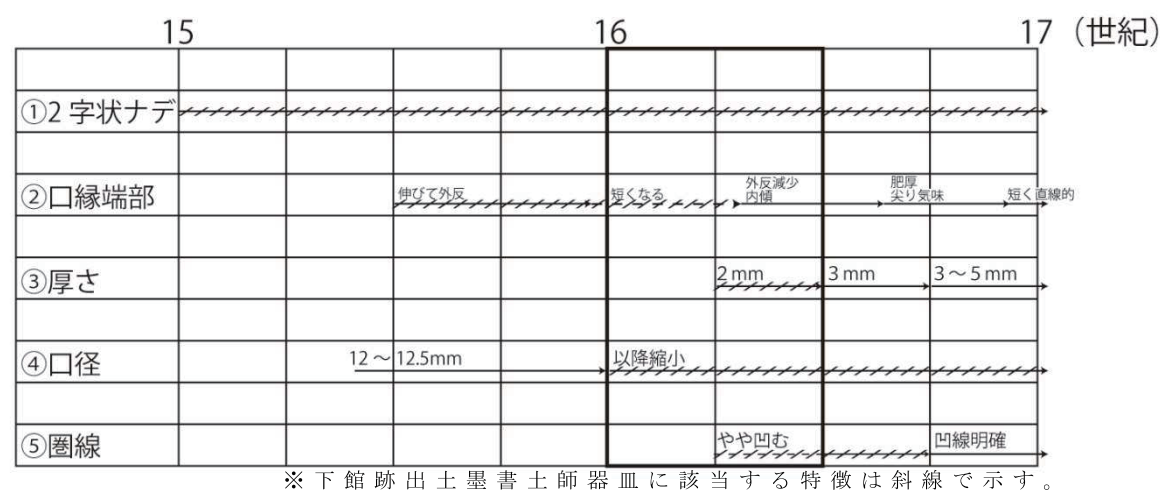


図 17 15 世紀 ~ 16 世紀の土師器皿における各属性の変遷

のと想定されていた（神岡町教育委員会二〇〇一、飛驒市教育委員会二〇一九）。指定にあたり、年代観の再検討を中心に調査を行い、墨書土師器皿の年代は一六世紀前半という結論に至った。これは従来、想定されてきた年代観と相違ない。そして、この年代は下館跡の整備において庭園の年代の復元根拠となり、後の名勝指定に貢献した。これらの土師器皿は残存状態が良好であり、飛驒市において当時の思想を表している墨書土師器皿はこれら以外に存在していない。中世の祭祀事例を表す貴重な資料で歴史的価値が高いと認められ、このたび市の有形文化財として指定された。

下館跡では墨書土師器皿以外にも調理具や食膳具、供養具など生活や儀礼に必要な様々な遺物が出土し、各地で生産された遺物ที่ใช้されていた。遺物の年代から館の使用時期や庭園造成の年代などが明らかになっている。例えば、天目茶碗や青磁碗、基石などは庭園や会所でのおもてなしに使用された道具と想定され、江馬氏が室町幕府と同様の武家儀礼を行っていたことが読み取れる。このような様々な出土遺物は江馬氏の生活様式を知る手がかりとなる。本稿では伊野近富分類と中井淳史分類において生じる編年の違いや、小森俊寛・上村憲章分類に関して十分な検討を行えなかったため今後の課題としたい。

(注)

- (1) 「土公神」とは土をつかさどる神であり、春はカマドに、夏は門に、秋は井戸に、冬は庭にあって、その場所を動かすことがあればたたりがあるとしている（高槻市教育委員会一九九八）。
- (2) 陰陽五行説とは中国思想の一つである。世界の森羅万象は

「陰」と「陽」の二つの状態によって説明でき、さらに「木・火・土・金・水」という五行の性質を割り当てることができるという。

(3) 門田誠一は五つの方向と色彩に関係した龍の概念に関する包括的な呼称として五方龍を用いている

(4) 『安墓経』は名古屋市の七寺一切経で、家墓を安穩に保つことを説いた経典である(増尾二〇〇三)。「東方青龍王軍・南方赤龍王軍・西方白龍王軍・北方黒龍王軍に告ぐ。五行・六甲禁忌・十二時神、符を立つ。時歳月劫殺あり。家王、父母の墓前に微かに墓石を在(み)る。墓所の八神・天神・公神・其の母神・子女神、おのおの在る所を安ずるなり。墓に人生を焼害するあり。功を起こして墓を立てれば衆生を傷害し、土公を傷犯するを恐る。家を立てれば天上の諸神、及び土中諸神は亡人を焼害するを恐れ、趣くことを致さず。便ち生人の家中に諫詞の大小あるは、疫病あり、或いは官家の口舌横に生じ、錢財長せず家中安せず、田重ねて収めざるが若しと」

(5) 『安宅経』は中国撰述の疑偽経典であると考えられており、居宅の安寧を説いている。

『日本書紀』において「安宅・土側等の経を読ましむ」とあり、七世紀後半ではすでに日本で受容されていたことが分かる。八世紀の正倉院文書にもその名がみえる(三上二〇〇七)。

「東方大神龍王七里結界金剛宅南方大神龍王七里結界金剛宅西方大神龍王七里結界金剛宅北方大神龍王七里結界金剛宅」

(6) Iタイプは浅形で型づくり的な成形法が用いられる。このタイプの出現直後は、褐色系と白色系の二種が混在するが、内善町

跡SK一四二段階以降は、淡褐色系が主流となる。内定面端にやや窪んだ圏線がないのをIaとし、あるのをIbとする。そして、鋭く窪んだ圏線があるのをIcとする。規格は大中小の三規格で、平均的な口径が大皿は一六cm、小皿は一〇cmとなっており、下館跡の土師器皿の規格はその中間に当てはまる。

(7) 編年の基準として伊野近富分類が取り上げている理由は、根拠となっている平安京左京内膳町遺跡の出土資料が現在のところもっとも利用しやすく、再検討に対しひらかれているためとしている。そして、平安京左京内膳町遺跡の資料群に関する目立った再検討はあまり行われておらず、伊野近富分類の編年の年代根拠を吟味することが再検討の前提と述べている(中井淳史二〇一一)。

(8) 中井淳史によると内底面のくぼみがみられるのはSD一六四段階としているが、SD四一Bの報告書に掲載された観察表には、「内底面端に浅い凹線がめぐる」(京都府教育委員会一九八八)とある。

(9) 小森俊寛・上村憲章の分類について、今回は検討できなかったため今後の課題としたい。

(10) 中井淳史が示す一六世紀第Ⅱ四半期の基準資料とは、平安京左京内膳町遺跡SD四一Bである(中井淳史二〇一〇)。